

家計急変制度の申請手続きについて

⚠ 通常制度と家計急変制度を重複して申請することはできません!!

制度概要

「奨学のための給付金」は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、大阪府内在住の低中所得者世帯の保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するために支給されます。

対象となる家計急変事由（災害等本人の責めによらないもの）により、保護者の収入が減少するなどの**家計急変によって、要件に該当する水準まで収入が減少した世帯**を対象とします。なお、「奨学のための給付金」は返済の必要はありません。

通常制度については、ホームページ又はリーフレットをご確認ください。

要件

申請要件

- ① 奨学のための給付金【通常制度】に申請していないこと（※1）
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること（※2）
- ③ 生徒が、高等学校等専攻科支援金支援金の支給対象となる者であること
(新制度と旧制度では、対象者及び支給金額が異なります。どちらの対象となるかはお通りの学校に確認してください。)
- ④ 生徒が、高等学校等専攻科に基準日（※3）時点で在学し、休学していないこと
(令和9年3月1日までに復学した場合は支給対象となりますので、復学日までに大阪府認可校に在学している方は学校事務室、大阪府認可校以外に在学している方は大阪府にお問い合わせください)

※1 保護者全員の令和8年度の所得割が非課税世帯は、奨学のための給付金【通常制度】に申請してください。

※2 保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

※3 基準日：令和8年7月1日以前の家計急変の場合は令和8年7月1日
令和8年7月2日以降の家計急変の場合は家計急変日の翌月1日（ただし、急変があった日が月の初日の場合は急変日）

急変要件

- ① 保護者等1名以上が、令和8年12月1日以前に家計急変が起きていること
(令和8年12月2日以降に家計急変が発生した場合は申請できません。)
- ② 保護者等1名以上が、対象となる家計急変事由に該当していること
- ③ 保護者等全員の家計急変後1年間の収入見込額が約490万円未満又は600万円未満の多子世帯相当まで減少し、収入が減少している状態が申請時点でも継続していること

申請要件の確認

✓ <STEP1> “申請要件”を確認してください

申請要件


- 通常制度は申請していません NO → × 二重申請不可
誤って申請した場合は、問合せ先までご連絡ください。
- p1の申請要件②～④全てに該当します NO → × 申請対象外

✓ <STEP 2-1> “急変要件【急変事由】”を確認してください

※家計急変が起きた保護者毎に確認してください

- 家計急変が起きた日は令和8年12月1日以前です NO → × 申請不可
家計急変日: 令和 年 月 日 ▶申請書へ記入

- 急変事由は対象となるものです NO → × 申請不可

 急変事由を以下a～dから選択し、申請書に記入ください。

- a 負傷、疾病による離職または休職等 @医師の診断書等を提出

具体的な病状等:

- b 自己の責めに帰さない離職 @雇用保険受給資格者証等を提出

離職理由コード: 11(1A)・12(1B)・21(2A)・22(2B)・23(2C)・31(3A)・32(3B)・33(3C)

- ・定年や自己都合による退職（離職）は対象外です。
- ・上記、離職理由コード以外の離職は対象外です。



▶ 離職理由コードは p7の「別紙」を参照してください。

- c やむなく事業を廃止した（破産等） @破産手続開始決定通知書等を提出

具体的な内容:

- d その他（経営悪化による減収、保護者が死亡等）

@経営悪化が分かる書類、親権者が亡くなったことがわかる書類等を提出

具体的な内容:

- ・保護者等の離婚は対象外です。

急変要件

収入要件の確認

※家計急変が起きた保護者毎に確認してください

□ A,家計急変“後”1年間の推計年収を試算してください

- (1)家計急変発生月の翌月以降3か月の収入（副業含む） **申請書へ記入**
 （家計急変発生日が月の初日である場合は当該月）

1か月目	2か月目	3か月目	小計
円	円	円	A 円

※個人事業主等の事業所得者は『売上－経費』の金額を記載ください。

- (2)家計急変“後”1年間の一時収入（年間賞与等） **申請書へ記入**

科目：	小計
円	B 円

- (3)家計急変者の急変“後”1年間の推計年収

$A \times 4 + B =$	C 円
--------------------	-----

- (4)家計急変後の世帯年収見込額

$C + \text{もう一方の保護者の年収見込み額} =$	E 円
--------------------------------	-----

※保護者2名共に家計急変者の場合は、もう一方の保護者についても（1）～（3）に沿って、Cの額を算出してください。

- B,(4)で算定した家計急変後の世帯年収見込額（E）が **NO** **申請不可**
 家計急変の収入要件を満たしていません。



給付金額は p5 でご確認ください。

給付金額の確認

✓ <STEP 3> “必要書類”を確認してください

 必要書類は全て揃っています
NO
→

× 申請できません

必要書類項目	具体的な書類
<input type="checkbox"/> 令和7年中の収入がわかる書類	<p>【保護者等全員分】(ア・イ・ウいずれか※)</p> <p>ア 令和8年度市町村民税・府民税の課税証明書</p> <p>イ 令和8年度住民税特別徴収税額の決定通知書の写し(見開き両ページ)</p> <p>ウ 令和8年度納税通知書の写し(全ページ)</p> <p>※多子世帯で令和8年1月1日以降に出生等により新たに扶養する子等が増えた場合は、証明書類(出生証明書等)を提出してください。</p> <p>※課税証明書等の発行者が、大阪府内の市町村以外の場合、または、令和8年7月1日時点で大阪府内に在住しているが、令和8年1月1日時点で他府県に住所を有していた場合は、住民票の写しも提出してください。</p>
<input type="checkbox"/> 家計急変の「急変事由」にかかる書類	
<input type="checkbox"/> a 負傷、疾病による離職または休職等	<p>・医師による診断書等</p> <p>・離職(雇用保険被保険者離職票、退職証明書等)又は休職等(休職証明書、休職辞令等)していることを証明する書類</p>
<input type="checkbox"/> b 自己の責めに帰さない離職	<p>【雇用保険加入者】</p> <p>・雇用保険受給資格者証の写し(全ページ)</p> <p>※急変事由に該当する離職理由コードであるか必ず確認してください。</p> <p>※雇用保険受給資格者証が発行できない特段の事情がある場合は、「雇用保険被保険者離職票(離職年月日と離職理由コードが記載されたもの)」及び雇用保険受給資格者証を提出できない理由を「申請書裏面【急変事由】家計急変事由の具体的な内容」に記入してください。</p>
<input type="checkbox"/> c 経営する事業を廃止した(破産等)	<p>【雇用保険“未”加入者】</p> <p>・「申請書裏面【急変事由】家計急変事由の具体的な内容」に雇用保険に加入していない理由を記入</p> <p>・離職を証明する書類(勤務していた会社の退職証明書、辞令等)</p> <p>・破産手続、特別清算、再生手続等にかかる裁判所からの決定通知書</p> <p>※自主廃業は対象外です。</p>
<input type="checkbox"/> d その他(経営悪化による減収、保護者が死亡等)	<p>・「申請書裏面【急変事由】家計急変事由の具体的な内容」にその他要件にかかる急変事由の具体的な内容を記入</p> <p>・事実を証明する書類(経営悪化がわかる書類、保護者が亡くなったことがわかる書類等)</p> <p>※親権者の離婚や別居による収入減は対象外です。</p>
<input type="checkbox"/> 家計急変の「収入要件」にかかる書類	<p>【給与所得者】(ア・イ又はウが必要)</p> <p>ア 家計急変者の急変後翌月3か月の給与明細</p> <p>イ 賞与等の一時収入がわかる書類</p> <p>ウ (給与所得者であったが、収入がない場合は) 無収入誓約書</p> <p>【事業所得者】</p> <p>・税理士が証明する“家計急変後1年間”の売上・経費・営業所得がわかる書類</p>
<input type="checkbox"/> 振込先口座がわかる書類(府外校のみ)	<p>【生徒が府認可外の学校(府外校)に通う申請者のみ必要】</p> <p>・振込先口座の通帳等の写し</p> <p>※金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人が分かるページの写し(ネットバンキング可)</p>

必要書類

給付金額

1, 家計急変後の世帯区分を確認してください。

- ・家計急変後の世帯区分は、p3のA, (4)で算定した家計急変後の世帯年収見込額（E）及び扶養人数からご確認ください。
- ・扶養人数は、所得税法（課税証明書）上の人数となります。ただし、16歳未満の年少扶養親族は扶養控除額が0円であるため扶養人数には含みません。

【給与収入世帯】

		扶養人数ごとの世帯年収（円）					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
家計急変後の世帯区分	① 非課税	～1,100,000	～1,770,000	～2,216,000	～2,716,000	～3,216,000	～3,704,000
	② 380万円未満	～2,650,000	～3,242,000	～3,800,000	～4,308,000	～4,815,000	～5,322,000
	③ 600万円未満多子世帯	～5,058,000	～5,565,000	～6,072,000	～6,579,000	～7,025,000	～7,469,000

【事業所得世帯】

		扶養人数ごとの世帯年収（円）					
		0名	1名	2名	3名	4名	5名
家計急変後の世帯区分	① 非課税	～450,000	～1,120,000	～1,470,000	～1,820,000	～2,170,000	～2,520,000
	② 380万円未満	～1,618,000	～1,975,500	～2,333,000	～2,690,500	～3,048,000	～3,405,500
	③ 600万円未満多子世帯	～3,367,000	～3,724,500	～4,082,000	～4,439,500	～4,797,000	～5,154,500

2, 家計急変後の世帯区分毎の給付金額をご確認ください。

- ・家計急変日（基準日）によって給付額が変わります。
- ・令和8年7月1日以前に家計急変が起きた世帯は、給付限度満額（図 i）となります。
- ・令和8年7月2日以降に家計急変が起きた世帯は、給付限度の月割額（図 ii）となります。

（図 i）

家計急変後の世帯区分	給付限度額（年額）	
	新制度	旧制度
① 非課税	52,100円	52,100円
② 380万円未満	17,370円	10,420円
③ 600万円未満多子世帯	13,030円	10,420円

（図 ii）

家計急変日	給付額
R8.7.2～R8.8.1	給付限度額×8/12か月
R8.8.2～R8.9.1	給付限度額×7/12か月
R8.9.2～R8.10.1	給付限度額×6/12か月
R8.10.2～R8.11.1	給付限度額×5/12か月
R8.11.2～R8.12.1	給付限度額×4/12か月
R8.12.2～以降	対象外

《給付額例》

- 専攻科支援金新制度対象の生徒の保護者（扶養人数3名の4人家族）の場合
 - ・家計急変後の世帯年収：給与年収350万円（図 i 世帯区分：380万円未満相当）
 - ・家計急変日：R8.9.15（図 ii 家計急変日：R8.9.2～R8.10.1）

【給付金額】8,685円（支給限度額 17,370円×6/12か月）

申請について

申請について

大阪府認可校に在学している場合

【申請方法】

大阪府認可校に在学している生徒の保護者は、**在学する学校に申請書及び必要書類を提出**してください。

※大阪府内の学校であっても、府認可校でなければ、下記送付先まで直接郵送してください。

【申請期限】

学校が定める期日

大阪府認可校以外（府外の学校）に在学している場合

【申請方法】

申請書をダウンロードのうえ、**以下の送付先へ申請書及び必要書類を郵送**してください。

【送付先】

〒564-0051 大阪府吹田市豊津町9-1 EDGE江坂

『大阪府私立奨学のための給付金 申請事務局』宛

※持込みによる申請はできません。必ず郵送で申請してください。

※普通郵便の場合、追跡確認はできません。レターパックもしくは特定記録等による郵送をご利用ください。

※電話問合せによる到達確認はできません。

【申請期限】

令和9年1月15日（金）【消印有効】

※申請期限を過ぎた申請書は受理できません。

※1月15日に発送する場合は、必ず郵便局で1月15日の消印を受けてください。

問合せ先

- 大阪府私立奨学のための給付金 申請事務局
（令和8年7月1日～令和9年2月26日）
電話：0570-010-103（受付時間 平日9時から18時まで）

- 大阪府ホームページ
「大阪府私立高等学校等奨学のための給付金（家計急変世帯向け）について」
https://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/shigakumushouka/kyuhen_syuuti.html

携帯・スマートフォンからはこちら→



○離職理由コード



参照ページ： p 2 急変要件、 p 4 必要書類

コード	離職理由
11 (1A)	解雇（(1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。）
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22 (2B)	特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職（(3A)又は(3B)に該当するものを除く。）